「受益者負担の在り方の基本方針」に基づくコスト公表について

ここでは、「受益者負担の在り方の基本方針」の趣旨やコスト公表、料金の検証方法の内容等について紹介します。

文化施設やスポーツ施設など、市が提供するサービスは、施設の運営に係る人件費や光熱水費などの維持管理に係る費用（コスト）がかかっています。これらの費用（コスト）は施設を利用する方からいただく使用料等と市民や企業等からの税金により賄われています。

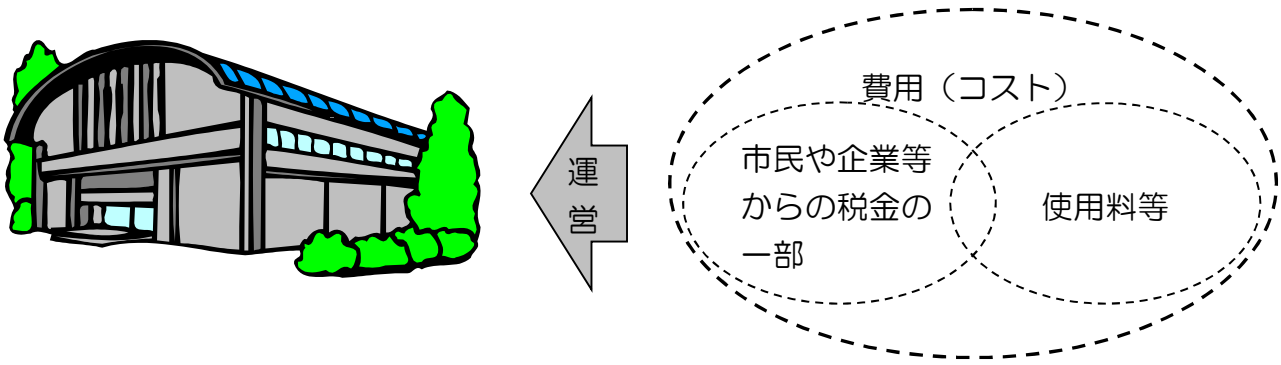

また、証明書の交付などは、そのサービスを受ける方のみ必要とするものですが、その交付に要する費用（コスト）は、現状では、サービスを利用する方からいただく手数料と税金により賄われています。

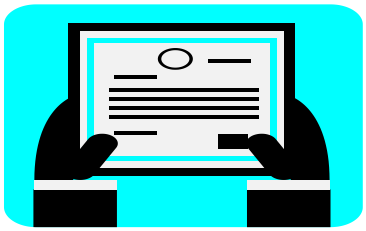

サービスを利用する方や利用しない方にもご納得いただけるようにするために、市では、市が提供するサービスの種類に応じて、受益者にどの程度負担していただくのが適切かなどの基準を定め、受益と負担の適正化を進めています。

1　費用（コスト）の把握

（1）対象となる料金：公共施設の利用や証明書の交付等に関するサービス

使用料	プールやテニスコートなどの**使用料** （公共施設の利用につき徴収する料金）
利用料金	ホールや会議室などの**利用料金** （指定管理者の収入として徴収する公共施設の利用に係る料金） ※指定管理者：市から公共施設の維持管理・運営を包括的に任された団体
手数料	住民票の写しなどの証明書の交付**手数料** （特定の者のためにする事務につき徴収する料金）
その他	各種がん検診などの**一部負担金** （上記以外の分担金、負担金など、市が市民等から徴収する料金）

※市営住宅や保育料など、別に料金積算の基準があるサービスは対象となりません。

（2）対象となる経費

●施設使用料・利用料金（以下「施設使用料等」という。）の場合

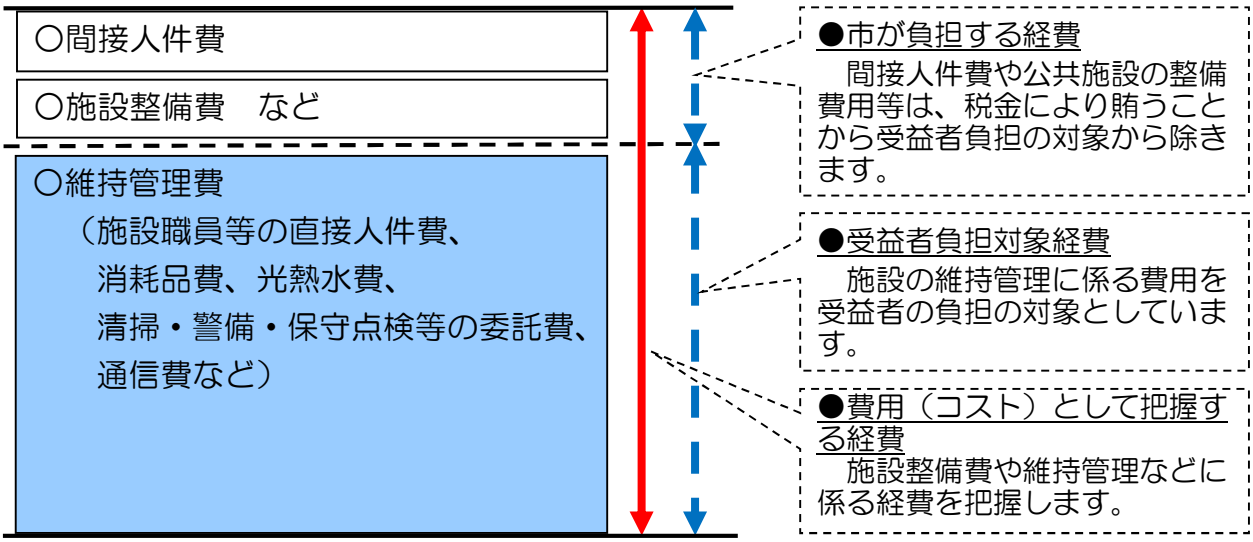

●手数料の場合

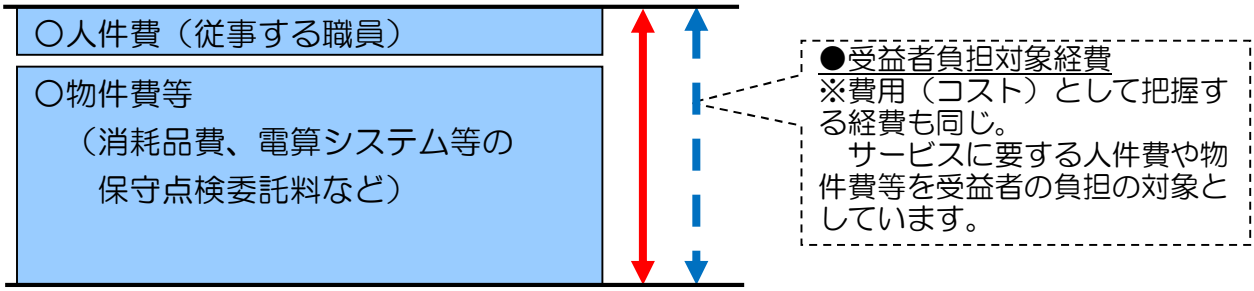

２　料金の検証

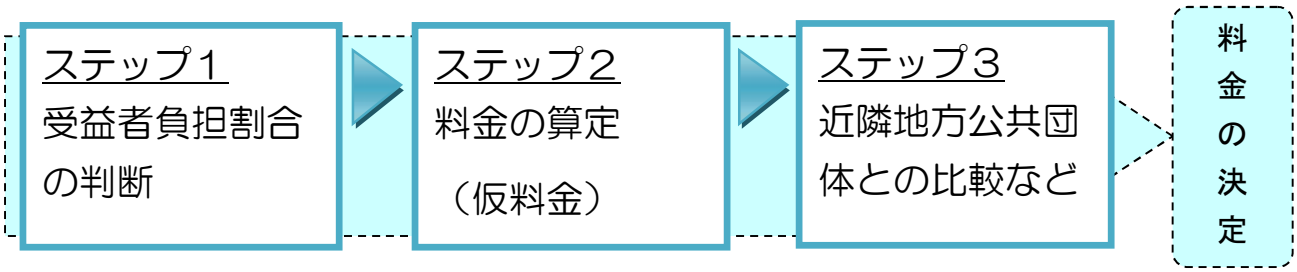

１の「費用（コスト）の把握」において把握したもののうち「受益者負担対象経費」を用いて、次のとおり料金の検証を行います。

（１）ステップ１　受益者負担割合の判断

施設を利用する場合には、その施設の性質に応じて、受益者に負担していただく割合を、次の５つの視点で判断します。なお、手数料は全ての費用（コスト）を受益者の負担としているため受益者負担割合の判断は行いません。

① 選択性…受益者がサービスを利用するか否かを主体的に選択するサービスか。
② 採算性…利用率等から経費の回収の可能性が高いサービスか。
③ 私益性…サービスの便益（効果）が利用者のみに及ぶ性質のサービスか。
④ 占有性…サービス利用の間は、他の利用者が利用できない性質のサービスか。
⑤ 専用性…料金を負担しない者の利用を排除することができるサービスか。

５つの視点ごとに「高」＝３点、「中」＝２点、「低」＝１点の３段階で判断し、その合計点が、最も多い１５点から最も少ない５点までを７つに区分し、その区分により受益者に負担していただく割合を決定します。

Ｎｏ	点数	負担割合
１	１４・１５点	原則として１００％
２	１２・１３点	７０％～１００％程度
３	１１点	５０％～７０％程度
４	１０点	４０％～６０％程度
５	９点	３０％～５０％程度
６	７・８点	０％～３０％程度
７	５・６点	原則として負担なし

受益者負担割合の例（代表的なスポーツ施設の場合）

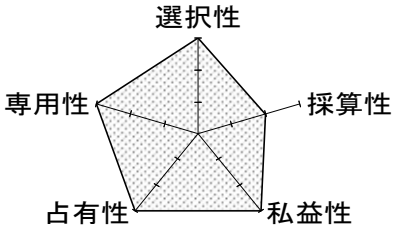

選択性…「高」＝３点（自ら利用の判断をするサービスであるため）
採算性…「中」＝２点（※個々の施設の利用率等により判断する。）
私益性…「高」＝３点（効果は利用者のみに及ぶため）
占有性…「高」＝３点（利用者が場所を占用しているため）
専用性…「高」＝３点（料金を支払って受付を通過しなければ利用できないため）
合計　１４点

⇒　受益者負担割合：１００％（受益者負担の対象とする経費すべてを利用者が負担）

（２）ステップ２　料金の算定（仮料金）

施設使用料等では、受益者負担対象経費を基に、面積案分などにより利用しているスペースごとに費用（コスト）を算出し、受益者負担割合を乗じて料金（仮料金）を算定します。また、手数料は、受益者負担対象経費を基に、利用件数などから料金（仮料金）を算定します。

（３）ステップ３　近隣地方公共団体等との比較、激変緩和措置の適用

ア　近隣地方公共団体や市場価格の料金と比較し、必要に応じて金額を調整します。

仮料金と現在の料金を比較して、料金に差がある場合には、料金改定が必要と判断しますが、仮料金が、近隣地方公共団体の料金と比較して料金の均衡を図ることが望ましいもの又は市場価格と比較し著しく異なるものなどは、**仮料金によらず料金を決定**します。

（例：近隣市との比較）

本市の○○の写しの証明書などの交付手数料（1件）
○現在の料金　300円
○仮料金　　350円

近隣市では概ね300円

近隣市の料金水準を踏まえて現在の料金300円のまま据え置き
※証明書等の内容に差がないため

イ　急激な値上げによる市民生活への影響に配慮して、改定上限率を設けます。

仮料金と現在の料金を比較して、急激な値上げがないよう、市民の皆様の生活への影響に配慮した**激変緩和措置として**、原則、現在の使用料等の**１．３倍以内の料金改定**とします。

○○施設使用料
○現在の料金　１，０００円
○仮料金　　１，５００円

激変緩和措置
１．３倍以内

料金改定額（現行料金１，０００円の１．３倍）
１，３００円

３　コスト一覧表の見方

（１）公表資料

①施設使用料及び利用料金〈１３０施設〉

・施設使用料・利用料金のコスト等の状況（一覧表）R3～R5

②手数料〈２５件〉

・主な手数料のコスト等の状況（一覧表）R3～R5

③その他〈１０件〉

・その他のコスト等の状況（一覧表）R3～R5

※　今回把握した費用（コスト）等は、令和３年度～令和５年度の３ヶ年の平均です。
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年度に年間を通じたサービス提供ができなかったものについては、令和４年度及び令和５年度の２ヶ年の平均です。

（２）施設使用料・利用料金の場合

○一覧表の見方

施設名	施設の設置目的	施設の利用状況（年間利用者数等）				所管局・区
		R3	R4	R5	うち子ども料金無料化に該当する人数	
北市民健康文化センター	市民の健康の保持及び増進並びに文化及び福祉の向上に寄与するための施設	118,550 人	186,614 人	206,445 人	18,115 人	市民局

「１（２）対象となる経費」の『費用（コスト）として把握する経費』に該当する額

「１（２）対象となる経費」の『受益者負担対象経費』に該当する額

部屋の貸出等による収入（使用料及び利用料金）

「受益者に負担を求める費用Ａ」のうち利用者が負担している割合

年間コスト【費用】（円）	うち受益者に負担を求める費用（円）A	年間収入（円）B	Aに占めるBの割合 B／A
333,750,050	274,033,489	58,556,240	21.4%

会議室等の名称のうち、（　）がないものは１日又は１回当たりの料金を、（　）内に時間等の区分があるものはその区分による料金を表しています。

「２（１）受益者負担割合の判断」により決定した割合

「２（２）料金の算定（仮料金）」により算出した額

「現在の料金」と「仮料金」を比較し、「２（３）近隣地方公共団体等との比較、激変緩和措置の適用」を考慮した上で決定した額

会議室等の名称	受益者負担割合	現在の料金（円）	仮料金（円）	改定料金案（円）	改定率
多目的会議室	70% ～ 100%	8,400	11,787 ～ 16,839	**10,900**	129.8%
講習室	70% ～ 100%	8,400	11,787 ～ 16,839	**10,900**	129.8%
【個人】プール	70% ～ 100%	4,500	4,998 ～ 7,140	**5,800**	128.9%
【個人】浴室	70% ～ 100%	330	356 ～ 508	**420**	127.3%

※　「仮料金」に一定の範囲があるものは、施設の利用率や他施設の料金など総合的に判断し、料金の改定料金案を決定します。

なお、上記の改定料金案は、激変緩和措置を適用し、現在の料金の１．３倍以内とするものです。

（３）手数料の場合

○一覧表の見方

「１（２）対象となる経費」の『受益者負担対象経費』に該当する額

「費用<コスト>A」のうち利用者が負担している割合

手数料名称	根拠条文	利用件数（件）	所管局・区	年間コスト【費用】（円）A	年間収入（円）B	Aに占めるBの割合 B／A
市税証明手数料	相模原市手数料条例 第２条第１号	88,216	財政局	25,384,739	22,422,178	88.3%

「２（２）料金の算定（仮料金）」により算出した額

「現在の料金」と「仮料金」を比較し、「２（３）近隣地方公共団体等との比較、激変緩和措置の適用」を考慮した上で決定した額

現在の料金（円）	仮料金（円）	改定料金案（円）	改定率
300	288	-	-

※　その他の料金等は、サービスの性質に応じて施設使用料・利用料金、もしくは手数料と同様のコスト把握を行っています。

４　料金改定が必要な料金（令和９年１月改正予定）

（１）使用料及び利用料金

○市民文化系施設（９施設）

男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）、相模原市民会館、相模原市文化会館（相模女子大学グリーンホール）、杜のホールはしもと、城山文化ホール（もみじホール城山）、小田急相模原駅文化交流プラザ（おださがプラザ）、勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）、産業会館、西青山地域センター

○スポーツ・レクリエーション系施設（２４施設）

相模川自然の村、市民健康文化センター、北市民健康文化センター、横山公園有料公園施設、鹿沼公園有料公園施設、総合水泳場（さがみはらグリーンプール）、総合体育館（相模原ギオンアリーナ）、北総合体育館（ほねごりアリーナ）・相模原北公園スポーツ広場、相模原球場（相模原ギオンベースボールパーク）、淵野辺公園有料公園施設、古淵鵜野森公園屋外水泳プール、相模台公園有料公園施設、相模原麻溝公園競技場等、中沢グラウンド、青野原グラウンド、串川グラウンド、小原プール、相模湖林間公園有料公園施設、名倉グラウンド、ふじのマレットゴルフ場、小山公園有料公園施設、相模原スポーツ・レクリエーションパーク有料公園施設、けやき体育館、鳥居原ふれあいの館

※有料公園施設：公園内に設置している有料で使用する野球場やグラウンドなど

○保健・福祉施設（３施設）

新磯ふれあいセンター、東林ふれあいセンター、さがみ湖リフレッシュセンター

○生涯学習施設（３施設）

相模原市民ギャラリー、相模川ふれあい科学館（アクアリウムさがみはら）、津久井生涯学習センター

〇その他施設（２施設）

市営斎場、環境情報センター（エコパークさがみはら）

（２）手数料

飲料水の水質試験手数料に係る手数料３件、墓所使用許可証等再発行等手数料１件、開発登録簿の写しの交付手数料１件

（３）その他の料金

リユース家具の展示と譲渡に係る料金１件、市民大学受益者負担に係る料金１件

※　今後とも、徹底したコスト削減と受益と負担の適正化を進めていきます。